

## 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」改正に伴う お取引時の確認に関するご協力のお願い

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の防止を目的とした「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下、「同法」といいます。）に基づき、口座開設等の際に、本人確認書類のご提示と、ご職業、取引を行う目的など、お客さまの氏名、住所、生年月日等について確認（「取引時確認」といいます。）させていただきます。

今般、同法の改正により、平成28年10月1日から、お取引時の確認方法が一部変更されました。  
お取引時の確認に関して、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

### 【主な変更点】

- 健康保険証等の「顔写真がない」本人確認書類のお取り扱いの変更
- 法人のお取引のために「来店される方の代理権の確認方法」の変更
- 法人のお客さまの「実質的支配者の確認」の変更
- 「外国政府等において重要な公的地位にある方」等のお取引に係る確認の追加
- 公共料金、入学金等の支払い（現金納付）にかかる「お取引時確認」の簡素化

### 1. 取引時確認が必要となる主なお取引について (従来と変更はありません)

- ① 口座開設、貸金庫、保護預かりの取引開始
- ② 10万円を超える現金振込、持参人払式小切手による現金の受け取り
- ③ 200万円を超える現金、持参人払式小切手の受払いを行う大口現金取引
- ④ 融資取引 等

※ 上記の取引以外でも、お客さまにお取引時の確認をさせていただく場合があります。

### 2. お客さまの確認事項と確認に必要な書類について (平成28年10月1日以降、顔写真がない書類の場合などのお取扱いが変更されました。)

確認事項		ご提示いただく確認書類（原本をお持ちください）
個人のお客さま	氏名・住所・生年月日	運転免許証・旅券（パスポート）・各種年金手帳・各種福祉手帳・各種健康保険証・在留カード・住民基本台帳カード（写真付）等（注1）
	職業・取引を行う目的	窓口等でお客さまの申告により確認させていただきます。
	（ご本人以外の方が来店された場合） 来店された方の氏名・住所・生年月日等	運転免許証・旅券（パスポート）・各種年金手帳・各種福祉手帳・各種健康保険証・在留カード・住民基本台帳カード（写真付）等（注1） ※ 住民票等によりご本人との関係（ご本人のために取引を行っていること）を確認させていただきます。

確認事項		ご提示いただく確認書類（原本をお持ちください）
法人のお客さま	名称・本店または主たる事務所の所在地	登記事項証明書・印鑑登録証明書 等
	来店された方の氏名・住所・生年月日等	運転免許証・旅券（パスポート）・各種年金手帳・各種福祉手帳・各種健康保険証・在留カード・住民基本台帳カード（写真付）等（注1） ※ 上記に加え、委任状等の書面や法人のお客さまへのお電話等の方法により、法人のお客さまのために取引を行っていることを確認させていただきます。 ※ 社員証などによる在籍の確認はできません。
	事業の内容	登記事項証明書・定款 等
	取引を行う目的	窓口等でお客さまの申告により確認させていただきます。
	当該法人の議決権保有比率の合計が25%超等の個人の方の氏名・住居・生年月日  （法人のお客さまとの関係についても確認させていただきます。）	原則、書類不要ですが、窓口等でお客さまの申告により確認させていただきます。

- (注1) 個人のお客さまおよび来店された方の確認をさせていただく際に、各種健康保険証等の【**顔写真がない本人確認書類**】をご提示いただいた場合、他の本人確認書類や公共料金の領収書等のご提示等、追加のご対応をお願いさせていただく場合があります。
- (注2) 事業内容等の確認のため、同法で定められた書類（上記）以外の書類のご提示をお願いすることがあります。また、国、地方公共団体、独立行政法人、上場企業等については一部取扱いが異なる場合があります。
- (注3) 一般社団法人等においては、収益総額の25%超の配当を受ける個人の方等の氏名・住居・生年月日を確認させていただきます。
- (注4) 外国の政府等において同法に定められた職位にある（またはあった）お客さま、そのご家族にあたるお客さま等とお取引の際に、本人確認書類のご提示等、追加のご対応をお願いさせていただきます。
- (注5) 特定の国に居住・所在している方等とお取引等をされる場合は、過去に確認させていただいたお客さまについても上記事項の再確認をお願いすることがあるほか（その際には複数の本人確認書類のご提示をお願いする場合があります）、資産・収入の状況を確認させていただく場合があります。
- (注6) 過去にお取引を行う目的や職業等の確認を行っていないお客さまについては、お取引を行う目的等を確認させていただきます。
- (注7) 確認をさせていただいた事項に変更が生じた場合は、その旨をお申し出ください。
- (注8) 上記事項の確認ができないときは、お取引ができない場合があります。
- (注9) 上記事項を偽ること、他人になりすましての口座開設や口座売買等は、同法により処罰されることがあります。

詳しくは、窓口にお問い合わせください。

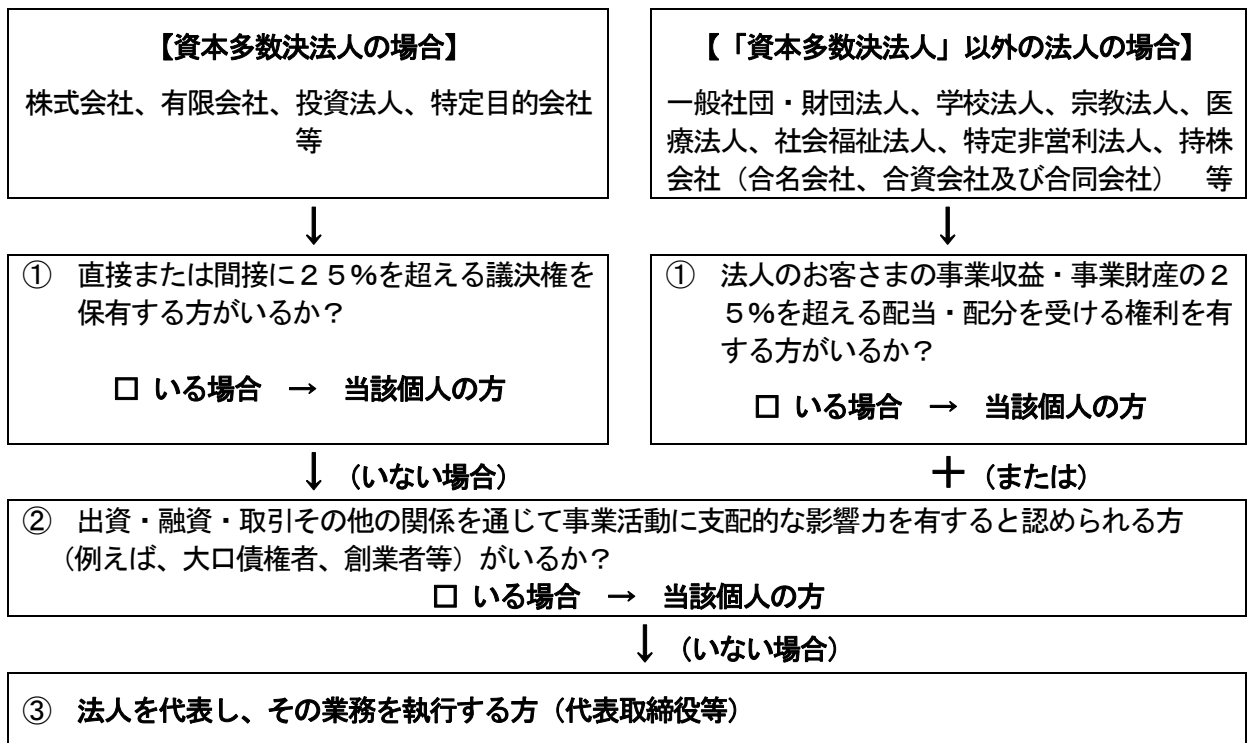
**3. 法人のお取引のために来店される方の代理権の確認について  
(平成28年10月1日以降、確認方法が変更されました。)**

- ※ 来店された方が、「法人を代表する権限を有する役員登記」のある方が、委任状等の書面や法人のお客さまへのお電話等の方法により、法人のお客さまのために取引を行っていることを確認させていただきます。
- ※ 社員証などによる在籍の確認でのお取扱いはできなくなりました。

**4. 法人のお客さまの「実質的支配者の確認」について  
(平成28年10月1日以降、対象となる方が変更されました。)**

- ※ 実質的支配者とは  
法人の議決権（株式等）のうち、25%超を直接または間接に保有するなどにより、法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる地位にある個人の方（自然人）が実質的支配者に該当します。ただし、病気等により、法人のお客さまを実質的に支配する意思または能力を有していない、または業務執行を行うことができない個人の方は、実質的支配者に該当しません。

(具体例)



5. 「外国政府等において重要な公的地位にある方」等のお取引に係る確認について  
(平成28年10月1日以降、追加されました。)

※ 外国の政府等において同法に定められた職位にある（またはあった）お客さま、そのご家族にあたるお客さま等のお取引については、複数の本人確認書類のご提示等、通常の場合と異なる確認をお願いするほか、資産・収入の状況を確認させていただく場合があります。

【外国政府等において重要な公的地位にある方】

外国の元首のほか、「外国の政府・中央銀行その他これらに類する機関において重要な公的地位にある方（過去にその地位にあった方も含みます）」として、日本における以下に掲げる職位にある個人の方をいいます。

- 内閣総理大臣その他の国務大臣および副大臣に相当する職位
- 衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長に相当する職位
- 最高裁判所の裁判官に相当する職位
- 特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職位
- 統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長または航空幕僚副長に相当する職位
- 中央銀行の役員
- 予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員
- 上記の方のご家族
- 上記の方が実質的支配者である法人

6. 公共料金、入学金などの支払い（現金納付）に係る「お取引時確認」の簡素化について  
(平成28年10月1日以降、お客さまの確認が不要となりました。)

※ 公共料金や入学金等を現金納付する際は、お客さまの確認（取引時確認）が不要になりました。

公共料金	電気、ガス、水道の料金 (注) NHK、電話料金の納付は該当いたしません。
入学金 授業料等	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学（大学院を含む）、高等専門学校に対するものに限りです。

以 上